

[事案 23-63] 高度障害保険金請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人から、保険会社が支払いを拒否した高度障害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 9 月の転落事故により皮質盲となり、昭和 59 年 12 月の交通事故により全身知覚脱失症になった。両眼の視力が 0.02 以下となったことから、申立契約の約款に定める高度障害状態の一つである「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したので、保険会社に高度障害保険金の支払いを求めたが、支払われない。高度障害保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人は、転落事故を原因として皮質盲と診断され、両眼の視力が 0.02 以下になったとして後遺障害共済金の支払を求める別訴を提起し、第一審及び控訴審において鑑定が実施されたが、申立人が皮質盲であり、その両眼の視力が 0.02 以下であると認めることは困難であると判断され、申立人の請求を棄却する判決が確定している。
申立契約は昭和 60 年に失効しているが、上記の判決理由からすれば、契約が失効した昭和 60 年当時、申立人が約款所定の高度障害状態の一つである「両眼の視力を永久に失ったもの」に該当していたとは認められない。
- (2) 保険金請求権の消滅時効期間は約款上 3 年と定められているところであり、申立人が主張する高度障害保険金請求権について消滅時効を援用する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 約款の規定

- ①申立契約の約款には、高度障害保険金の支払要件について、「被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に廃疾状態に該当したとき」と定め、約款別表に、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」を廃疾状態の 1 つとして定め、別表備考として、「視力を全く永久に失ったものとは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みがない場合をいいます」と定めている。

※申立契約の約款では、「廃疾保険金」、「廃疾状態」と記載されているが、これらを「高度障害保険金」、「高度障害状態」と称す。

- ②保険金請求権の時効について、「保険金…を請求する権利は、支払事由…が生じた日の翌日からその日を含めて 3 年間請求がない場合には消滅します」と定めている。

(2) 裁定審査会の判断

①皮質盲について

申立人は、本件裁定申立と同様に、昭和 58 年の転落事故により皮質盲になったため両眼の視力が 0.02 以下になった旨を主張して、支払請求訴訟を提起したが、請求が棄却さ

れ、控訴審においても控訴が棄却され、判決は確定した。その後、申立人は、再審請求の申立てをしたが、却下された。

上記第一審においては、医師2名による鑑定がなされており、いずれの結果も申立人の主張を認めるものではなく、判決は、鑑定結果を引用し、「原告が皮質盲であり、その両眼の視力が0.02以下であると認めることは困難」と判断している。また、上記控訴審においても、新たに医師1名による鑑定がなされたが、その結果は、やはり申立人の主張を認めるものではなく、控訴審も原審と同様の判断をしている。

本件裁定申立は、実質的には上記確定判決と同一の請求といえるが、医師3名の鑑定を踏えた上記確定判決の判断を覆すに足りる証拠はなく、申立人の症状が高度障害状態に該当すると認めることはできない。

②全身知覚脱失症について

昭和60年の医師作成の診断書には、後遺症の内容として「全身知覚脱失症」と記載されているものの、その詳細が判断できる証拠は提出されておらず、約款所定の「高度障害状態」に該当すると認めることはできない。

③請求権の時効による消滅について

皮質盲の症状固定日は、昭和59年4月とされており、全身知覚脱失症については、必ずしも明らかではないが、遅くとも昭和60年5月までには症状が固定したと認めることができる。従って、仮に、これらの後遺症が認められ、高度障害状態に該当するとしても、いずれも症状固定日の翌日から3年を経過しており、保険会社が時効の援用をしたことにより、高度障害保険金請求権は時効により消滅したと認められる。